

Tohatsu Tax Accounting Office

相続税申告必要書類 準備マニュアル



東松由興税理士事務所

相続税申告必要資料準備マニュアル

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
家族関係				
<input type="checkbox"/>	1	被相続人の原戸籍謄本 2通	被相続人の本籍地の市区町村役場	本籍地の市区町村役場です。現住所ではないことにご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	2	被相続人の戸籍謄本 2通	被相続人の本籍地の市区町村役場	本籍地の市区町村役場です。現住所ではないことにご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	3	被相続人の住民票の除票 2通	被相続人の現住所の市区町村役場	
<input type="checkbox"/>	4	相続人全員の戸籍謄本 2通	各相続人の本籍地の市区町村役場	本籍地の市区町村役場です。現住所ではないことにご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	5	相続人全員の住民票 2通	各相続人の現住所の市区町村役場	
<input type="checkbox"/>	6	相続人全員の印鑑証明書 2通	各相続人の現住所の市区町村役場	
土地				
<input type="checkbox"/>	7	名寄帳(固定資産課税台帳)	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	複数の市区町村に土地を保有する場合は、各市区町村ごとに取得して下さい。共有の土地は、単独所有の土地とは別の名寄帳になりますので、取得時にご注意下さい。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。
<input type="checkbox"/>	8	固定資産税課税明細書	不動産の所在地を管轄する市区町村役場 (名古屋市の場合、管轄市税事務所)	複数の市区町村に不動産を保有する場合は、各市区町村ごとに取得して下さい。共有の土地は、単独所有の土地とは別の固定資産税課税明細書になりますので、取得時にご注意下さい。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。
<input type="checkbox"/>	9	固定資産税評価証明書	不動産の所在地を市区町村役場(名古屋市の場合、管轄市税事務所)	複数の市町村に土地を保有する場合は、各市町村ごとに取得して下さい。名古屋市内の土地は、いずれの区役所でも全て取得可能です。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。相続税申告に必要な固定資産税評価証明書は、相続の開始があった年の証明書になりますが、相続登記に必要な固定資産税評価証明書は、相続登記をする年の証明書になりますので、必ずしも同じ年の証明書にはならない点にご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	10	不動産登記簿(全部事項証明書)	不動産の所在地を管轄する法務局	いずれの法務局でも日本全国の不動産登記簿が取得できます。所在地番(住所ではありません。固定資産税課税明細書に記載されています。)が分かれば誰でも取得できます。取得時の必要書類はありません。全部事項証明書を取得して下さい。一部事項証明書又は現在事項証明書ではありませんのでご注意ください。
<input type="checkbox"/>	11	公図の写し	不動産の所在地を管轄する法務局	市区町村役場にある公図は登記官の印が無いので、必ず法務局で取得して下さい。公図は当該不動産の所在地を管轄する法務局でしか取得できませんが、所在地番(住所ではありません。固定資産税課税明細書に記載されています。)が分かれば誰でも取得できます。取得時の必要書類はありません。ただし、必ずしも現況と一致しない場合がありますのでご注意ください。
<input type="checkbox"/>	12	地積測量図	不動産の所在地を管轄する法務局	地積測量図とは、一筆ないし数筆の土地の地積(面積)を法的に確定した図面をいいます。地積測量図は法務局で誰でも閲覧できますが、無いこともあります。

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
<input type="checkbox"/>	13	住宅地図	株式会社ゼンリン	株主会社ゼンリンのホームページで不動産の所在地のページのみを取得できません。 http://www.znet-town.net/01001001000/map.html
<input type="checkbox"/>	14	市街化調整区域であることの証明書(証明願)	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	市区町村役場の都市計画課などで証明書を発行してもらえる場合があります。
<input type="checkbox"/>	15	農業振興地域の農用地の証明書(証明願)	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	農地が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき設定された農用地区域であることを証明する書類です。倍率地域の農地の場合、農業振興地域内と農業振興地域外とでは倍率が異なることがあります。市区町村役場の農政を担当する部署で発行してもらえます。
<input type="checkbox"/>	16	道路図面(道路認定図)	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	幅員4m未満の道路にのみ接道している土地はセットバック評価が可能です。名古屋市の道路の幅員は名古屋市都市計画情報サービス(インターネット上)で取得可能です。 http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/ 名古屋市近郊の市町村の道路の幅員は、当該道路を管轄する市町村の都市計画課などで閲覧(場合によっては複写も)が可能です。
<input type="checkbox"/>	17	賃貸借契約書		借地・貸地がある場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	18	農業委員会の証明書	農地の所在地を管轄する農業委員会	農業委員会の証明書には、①耕作証明 ②相続税の納税猶予に関する適格者証明 ③贈与税の納税猶予に関する適格者証明 などがありません。
建物				
<input type="checkbox"/>	19	名寄帳(固定資産課税台帳)	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	複数の市区町村に建物を保有する場合は、各市区町村ごとに取得して下さい。共有の建物は、単独所有の不動産とは別の名寄帳になりますので、取得時にご注意下さい。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。
<input type="checkbox"/>	20	固定資産税課税明細書	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	複数の市区町村に建物を保有する場合は、各市区町村ごとに取得して下さい。共有の建物は、単独所有の不動産とは別の固定資産税課税明細書になりますので、取得時にご注意下さい。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。未登記の建物は、固定資産税課税明細書の家屋番号の記載がありません。
<input type="checkbox"/>	21	固定資産税評価証明書	不動産の所在地を管轄する市区町村役場	複数の市町村に建物を保有する場合は、各市町村ごとに取得して下さい。名古屋市内の建物は、いずれの区役所でも全て取得可能です。また、取得時には被相続人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。未登記の建物は、固定資産税評価証明書の家屋番号の記載がありません。
<input type="checkbox"/>	22	不動産登記簿(全部事項証明書)	不動産の所在地を管轄する法務局	いずれの法務局でも日本全国の不動産登記簿が取得できます。所在地番と家屋番号(住所地ではありません。固定資産税課税明細書に記載されています。)が分かれば誰でも取得できます。取得時の必要書類はありません。全部事項証明書を取得して下さい。一部事項証明書又は現在事項証明書ではありませんので、ご注意下さい。未登記の建物は、不動産登記簿が存在しないため、取得できません。固定資産税課税明細書・固定資産税評価証明書にも家屋番号の記載がありません。

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
<input type="checkbox"/>	23	賃貸借契約書		貸家建付地・貸家建付借地権の評価をする場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	24	建物図面(各階平面図)		建物の一部を賃貸している場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	25	売買契約書・間取り図等		建物の一部を賃貸している場合で、建物図面(各階平面図)がないときに必要です。
現金預金				
<input type="checkbox"/>	26	死亡日現在の預金残高証明書	金融機関(銀行・信用金庫など)	各金融機関で全支店の預金残高証明書を依頼すること。(名寄と言います。)
<input type="checkbox"/>	27	既経過利息計算書	金融機関(銀行・信用金庫など)	相続開始日現在において未収となっている定期預金の受取利息計算書です。
<input type="checkbox"/>	28	被相続人の通帳(被相続人の死亡日を含む年の1月1日より7年前から死亡日まで)	金融機関(銀行・信用金庫など)	合計記帳が無い通帳をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	29	被相続人の入出金データ(被相続人の死亡日を含む年の1月1日より7年前から死亡日まで)	金融機関(銀行・信用金庫など)	通帳に合計記帳がある場合又は通帳自体が無い場合は、金融機関に依頼して入出金データをご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	30	全相続人の通帳(被相続人の死亡日を含む年の1月1日より7年前から死亡日まで)	金融機関(銀行・信用金庫など)	合計記帳が無い通帳をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	31	全相続人の入出金データ(被相続人の死亡日を含む年の1月1日より7年前から死亡日まで)	金融機関(銀行・信用金庫など)	通帳に合計記帳がある場合又は通帳自体が無い場合は、金融機関に依頼して入出金データをご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	32	手元現金		相続開始日(死亡日)の手元現金の金額を教えてください。
<input type="checkbox"/>	33	貸金庫の内容	金融機関(銀行・信用金庫など)	相続開始日(死亡日)の貸金庫の状況を教えてください。
上場株式、投資信託、国債、公債、社債その他の金融商品				
<input type="checkbox"/>	34	死亡日現在の証券会社の残高証明書	証券会社	被相続人と取引のあった証券会社にお問い合わせ下さい。
<input type="checkbox"/>	35	死亡日現在の信託銀行等の登録証明書	上場株式の名義書換を担当する信託銀行	端株を捕捉します。死亡日現在の証券会社の残高証明書に記載のある保有上場株式の名義書換を担当する信託銀行は会社四季報で分かります。
<input type="checkbox"/>	36	配当金の支払通知書		相続開始後に受け取った配当に関する通知書です。
<input type="checkbox"/>	37	被相続人の取引履歴(被相続人の死亡日を含む年の1月1日より7年前から死亡日まで)	証券会社	被相続人と取引のあった証券会社にお問い合わせ下さい。
生命保険				
<input type="checkbox"/>	38	生命保険金の支払通知書(振込通知書)	保険会社	契約者・被保険者・受取人・生命保険金の支払日を確認するために必要です。
<input type="checkbox"/>	39	生命保険証書のコピー		契約書・被保険者・受取人を確認するために必要です。
<input type="checkbox"/>	40	生命保険に関する権利についての保険証書のコピー		契約書・被保険者・受取人を確認するために必要です。
<input type="checkbox"/>	41	生命保険に関する権利の死亡日現在の解約価額が分かる証明書	保険会社	生命保険に関する権利とは、被保険者が被相続人以外の者であり、かつ支払者(通常は契約者)が被相続人である生命保険契約です。死亡日現在の解約返戻金の額で評価しますので、その金額が分かる証明書を生命保険会社に請求する必要があります。

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
非上場株式(取引相場の無い株式・同族会社株式)				
<input type="checkbox"/>	42	過去3年の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳書		被相続人の死亡日より直近3年分の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳書をご用意下さい。当該法人の株価評価に必要となります。なお、当該法人が、土地・建物・上場株式・投資信託、国債、公債、社債その他の金融商品等、同族会社株式、ゴルフ会員権などを保有している場合には、被相続人が保有している場合と同様の方法で、それらに関する資料を全てをご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	43	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法人の本店所在地を管轄する法務局	履歴事項全部証明書を取得して下さい。一部事項証明書又は現在事項証明書ではありませんのでご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	44	被相続人の同族会社の配当金の支払調書	その同族会社	法人の直近の決算日から相続開始日までに配当があればご注意下さい。
その他の資産				
<input type="checkbox"/>	45	被相続人の同族会社に対する貸付金	その同族会社	直近の決算書・勘定科目内訳書及び直近の決算日から死亡日までの貸付金(同族会社からみると借入金)に関する勘定科目の元帳をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	46	その他の貸付金に関する金銭消費貸借契約書		親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)間での金銭消費貸借には注意が必要です。
<input type="checkbox"/>	47	ゴルフ会員権証書		預託金証書(預託金方式)又は株券(株式方式)のコピーをご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	48	ゴルフ会員権の時価評価証明書	ゴルフ会員権評価業者	取引相場があるか否か、及び、評価額に預託金の金額を含むか否かを評価証明書に記載してもらって下さい。
<input type="checkbox"/>	49	退職金	退職金を支払った勤務先	退職所得の源泉徴収票をご用意下さい。退職金を支払った勤務先が、被相続人が株主である同族会社である場合、当該法人の退職金に関する株主総会議事録・取締役会議事録もご注意下さい。
<input type="checkbox"/>	50	自動車の車検証・購入価額が分かる書類	自動車の車検先・購入先	購入価額が分かる書類とは、購入時の契約書又は領収書などです。いずれもお手元がない場合は、購入先にお問い合わせ下さい。
<input type="checkbox"/>	51	貴金属・書画・骨董などの取得時の領収書等		一覧表形式での目録をご提示下さい。精通者意見価格での評価となる可能性があります。
<input type="checkbox"/>	52	未収地代・家賃・給与・年金		契約書又は収入予定の分かる書類をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	53	その他		その他経済的価値がある資産・権利等があればご報告下さい。
相続開始日(死亡日)以前3年以内に被相続人から相続人に贈与があった場合				
<input type="checkbox"/>	54	贈与税の申告書		相続開始日(死亡日)以前3年内の被相続人から相続人に対する贈与に関する申告書をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	55	贈与契約書		相続開始日(死亡日)以前3年内の被相続人から相続人に対する贈与に関する契約書をご用意下さい。

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
相続時精算課税制度の適用を受けている場合				
<input type="checkbox"/>	56	相続時精算課税制度選択届出書		相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされています。
<input type="checkbox"/>	57	贈与税申告書		相続時精算課税制度選択届出書と同時に提出した贈与税申告書をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	58	贈与契約書		相続時精算課税制度を選択した時の贈与契約書をご用意下さい。
無償返還の届出を出している場合				
<input type="checkbox"/>	59	無償返還の届出		当該届出書がある場合、借地権者の借地権割合が2割となり、買主側は買毛地として自用地評価の8割での評価となるため、過去に届出書が税務署に提出されているか必ずご確認ください。
葬儀費用・債務				
<input type="checkbox"/>	60	葬儀費用の領収書	お寺、葬儀会社	お寺によっては、領収書の発行の習慣の無い場合もございますが、相続税申告に必要なとの事情をご説明していただき、必ず支払い時に領収書を発行して頂いて下さい。
<input type="checkbox"/>	61	被相続人の所得税の準確定申告書		被相続人が死亡後に支払うべき所得税は、相続税法上債務控除が可能ですので、既に被相続人の所得税の準確定申告が完了している場合は、ご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	62	相続開始日(死亡日)現在、未納の租税公課の領収書		住民税、固定資産税、事業税、国民年金、国民健康保険料、介護保険料等の納税通知書が該当します。
<input type="checkbox"/>	63	金融機関からの借入残高証明書・返済予定表	金融機関(銀行・信用金庫など)	被相続人の死亡日現在の借入残高証明書を取得するよう注意して下さい。
<input type="checkbox"/>	64	その他の借入金に関する金銭消費貸借契約書		親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)間での金銭消費貸借には注意が必要です。
<input type="checkbox"/>	65	医療費の領収書	医療機関	被相続人の死亡日後に支払った被相続人に関する医療費の領収書をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	66	その他の債務		公共料金の請求書などが該当します。

確認欄	No	資料名	資料が取得できる場所	資料取得上の注意点
その他の必要資料				
<input type="checkbox"/>	67	遺言書のコピー		遺言書がある場合には、遺言書のコピーをご提示ください。自筆証書遺言について裁判所の検認が完了している場合には、検認の証明書もご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	68	過去の相続税申告書		過去10年以内に相続があった場合には、相似相続控除の適用を受けられる可能性があります。
<input type="checkbox"/>	69	老人ホームの入居関係の資料		小規模宅地の特例の適用可否に関連しますので、老人ホームの入居開始時期などが分かる資料をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	70	被相続人の略歴		被相続人の略歴に関する資料を分かる範囲で結構ですのご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	71	相続人の全員の職業・電話番号・住所		相続人の全員の職業・電話番号・住所を一覧表示した資料をご用意下さい。なお、相続人代表者様をお一人ご指定下さい。
<input type="checkbox"/>	72	(被相続人の過去3年以上の所得税の確定申告書)	被相続人の居住地を管轄する税務署	被相続人の所得税の確定申告書が無い場合は、運転免許書と戸籍謄本を持参して被相続人の居住地を管轄する税務署で開示要請をすると、手書きで写していただくことができます。写し間違えの無いようご注意ください。
被相続人の所得税の準確定申告に必要な書類				
<input type="checkbox"/>	73	(死亡年の前年の所得税の確定申告書)	被相続人の居住地を管轄する税務署	被相続人の所得税の確定申告書が無い場合は、運転免許書と戸籍謄本を持参して被相続人の居住地を管轄する税務署で開示要請をすると、手書きで写していただくことができます。写し間違えの無いようご注意ください。
<input type="checkbox"/>	74	公的年金等の源泉徴収票	被相続人の居住地を管轄する年金事務所	公的年金等の源泉徴収票は請求から取得まで1ヶ月程度かかることが多いので早めに請求をお願い致します。
<input type="checkbox"/>	75	医療費の領収書		被相続人の死亡日の属する年の1月1日から死亡日までに支払った医療費の領収書をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	76	給与所得の源泉徴収票	被相続人の勤務先	被相続人の死亡日の属する年の1月1日から死亡日までに受け取った給与の源泉徴収票をご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	77	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	被相続人の居住地を管轄する年金事務所	社会保険料控除証明書は請求から取得までに時間がかかることが多いので早めに請求をお願い致します。
<input type="checkbox"/>	78	生命保険・地震保険の控除証明書	保険会社	被相続人の契約先の保険会社にお問い合わせください。なお、証明書の発行に数週間程度かかる場合がございますので、早めにご請求下さい。
<input type="checkbox"/>	79	不動産所得がある場合には収入・経費に関する書類		複式簿記による青色申告をされていた場合には、死亡日の前年の総勘定元帳もご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	80	事業所得がある場合には収入・経費に関する書類		複式簿記による青色申告をされていた場合には、死亡日の前年の総勘定元帳もご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	81	その他		給与所得・不動産所得・事業所得以外の所得がある場合には、その所得に関する書類をご用意下さい。被相続人が死亡した年において、証券会社の特定口座等での有価証券の売買があれば、証券会社にお問い合わせのうえ、売却損益がわかる書類をご用意下さい。

(注意事項)黄色のマークで塗られている書類は、個人情報保護法等の関係上、税理士では取得できない書類ですので、お客様ご自身で収集していただく必要がある書類です。ただし、相続財産の内容によっては必ずしも収集の必要が無い可能性がありますので、詳細は当事務所までご相談下さい。